

福岡県公報

令和2年5月19日
第 103 号

目次

告 示 (第441・442号)

- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1

公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定の有効期間の変更 (商工政策課) 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 3
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 落札者等の公示 (税 務 課) 4
- 落札者等の公示 (税 務 課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 7
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 9
- 機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) 11

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 12

再 掲

- 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等について (中小企業技術振興課) 14

告 示

福岡県告示第441号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告
示する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林の所在場所
豊前市大字川内306の19、401、402、1251、1291の1、1291の2、1690、1693
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第442号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を

するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字郷ノ原9の2、197、201

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第8項の規定に基づき、指定法人の指定の有効期間を変更したので、同条第10項の規定により次のように公示する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	指定年月日	変更前の指定の有効期間	変更後の指定の有効期間	変更年月日
-------	-------	-------------	-------------	-------

株式会社西部技研	平成29年5月8日	令和2年5月7日まで	令和2年11月7日まで	令和2年5月1日
----------	-----------	------------	-------------	----------

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品の名称

北九州地区車両用燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和2年3月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡720番地1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

57,558,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和2年1月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 2 年 3 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社大東 福岡営業所
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目 13 番 27 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
73,777,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和 2 年 2 月 7 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 2 年 3 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
音伍繊維工業株式会社
 - (2) 住所
福岡市東区多の津四丁目 6 番 18 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
30,381,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和 2 年 2 月 7 日

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県知事 小 川 洋

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
八女市土地改良区	令和 2 年 5 月 7 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	令和2年5月7日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三橋上庄土地改良区	令和2年5月7日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字町口1516番5、1517番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市須玖北七丁目18番地 小郡市小郡1516番地
平田 正、平田 和子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今の庄三丁目498番1、498番7、498番8、498番9、498番10、498番11、498番12、498番13、498番14、498番15、498番16、498番17、498番18、498番19、498番20
今の庄二丁目534番3、534番4、534番6、534番7
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区舞鶴二丁目2番11号
株式会社 夢屋
代表取締役 北山 春雄

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日

令和 2 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所

福岡市東区千早三丁目 9 番 23 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

199,176,780円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

令和 2 年度福岡県自動車税種別割納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 2 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

トッパン・フォームズ株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前四丁目 4 番 15 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,935,118円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和 2 年 4 月 16 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ行橋行事店

(2) 所在地 行橋市大字草野字寺ノ下 492 番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年12月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,326平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	51

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地北側	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地南側	6.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字古賀329番17、949番、975番1、975番9、989番から992番まで、994番1、1006番1、1013番、1015番から1017番まで、1020番、1021番、1023番から1025番まで、1031番、1037番、1038番、1041番、1042番、1045番1、1050番、1051番、1053番、1054番1、1054番2、1057番、1063番1、1065番2、1067番1、1068番、1076番、1077番、1082番から1084番まで、1087番、1090番1、1094番、1096番、1101番から1103番まで、1105番、1106番、1108番1、1109番から1112番まで、1118番、1119番、1120番1、1120番2、1122番から1124番まで、1140番1、1140番2、1158番1、1159番、1202番、1203番、1205番、1207番、1208番、1210番及び1222番1並びに大字山口132番2、132番25、132番59、283番4、283番10、283番16、293番1、293番9、293番12、299番1、299番3から299番6まで、299番9、310番1、310番5、312番1、312番2、339番2及び487番1並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市善導寺町飯田829番地1

マルゼングループ協同組合

代表理事 古賀 大輔

公安委員会

福岡県公安委員会告示第103号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和2年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和2年7月9日（木）から同年7月16日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所

令和2年7月14日（火）から同年7月16日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
------------------------------	--	---------------------------------

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
12名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和2年6月8日（月）から同年6月10日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の

写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5 枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間（正午から午後 1 時 00 分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

- (5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 4 号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第104号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及

び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第 2 条の規定により公示する。

令和 2 年 5 月 19 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和 2 年 7 月 9 日（木）から同年 7 月 16 日（木）までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（4 日目の講習は午後 0 時 10 分まで、最終日の講習は午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和 2 年 7 月 15 日（水）から同年 7 月 16 日（木）までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

6 名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和2年6月8日（月）から同年6月10日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パー

セント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第105号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和2年5月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和2年8月5日(水)から同年8月7日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

38名

4 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和2年7月20日(月)から同年7月22日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

39,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは

販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年5月19日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和2年9月1日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和2年9月2日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和2年8月17日（月）から同年8月19日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第418号の2

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和23年福岡県条例第8号。以下「条例」という。）第5条に規定する知事が定める場合及びその場合における減額又は免除の額について、次のとおり定め、告示の日から令和3年3月31日までの間の申請について適用する。

令和2年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

条例第5条に規定する知事が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その場合において、減額し、又は免除する額は、当該各号に定める額とする。

- 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（県内に主たる営業所を有する者に限る。以下「中小企業者」という。）について、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）拡大の影響により、申請の日の属する月の前月（以下「前月」という。）の売上高又は販売数量（建設業を営む者にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同月比で15パーセント以上減少し、かつ、前月、申請の日の属する月及びその翌月の三月間の売上高等（以下「直近三月間の売上高等」という。）が、前年同期比で15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額
- 2 業歴三月以上一年一月未満の者又は、前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年比較が困難な者であつて、前号の規定により難い中小企業者（以下、「前年比較困難な者」という。）について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前月の売上高等が、前月、前々月及び前々々月の三月間の平均売上高等に比して15パーセント以上減少する場合 使用料又は手数料の額の全額
- 3 前年比較困難な者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前月の売上高等が、令和元年12月の売上高等に比して15パーセント以上減少し、かつ、直近三月間の売上高等が令和元年12月の売上高等に3を乗じて得た額に比して15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額
- 4 前年比較困難な者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前月の売上高等が、令和元年10月、11月及び12月の三月間の平均売上高等に比して15パーセント以上減少し、かつ、直近三月間の売上高等が令和元年10月、11月及び12月の三月間の売上高等に比して15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額